

令和3年10月11日発行

【発行元】一般社団法人千葉県農業協会
〒260-0021 千葉市中央区新宿 2-12-1
TEL：043(239)5045 FAX：043(239)5048

● 「たまニコ AGAIN2022」の参加について

アンケート調査（9/16）については、ご協力ありがとうございました。アンケートの集計結果は、回答率20%で、ほぼ賛成の意見をいただきました。

よって、養鶏部会として「たまニコ AGAIN2022」に参加することを決定し、関東たまニコ実行委員会の事務局に伝えました。

また、県リーダーを鈴木養鶏園の田丸絢也さんをお願いしたところ、快く引き受けていただきました。

今後の活動について皆さまのご協力のほどよろしくお願いいたします。

● 令和3年度養鶏部会・飼養衛生管理基準の改定に係る勉強会について

9月28日（火）午後3時から開催した勉強会ですが、Web形式での開催にもかかわらず30名（うち生産者会員12名）の参加を得て、県畜産課猪熊主査の解説とその後の熱い質疑応答により、今シーズンのHPAI対策が確認されたところです。

勉強会でのポイントですが、

- ・病原体の農場、家きん舎への侵入を防ぐこと
- ・病原体の農場からの持出し（まん延）を防ぐこと

これを定期報告書の番号で言うと次の7項目について重点的に解説がなされました。

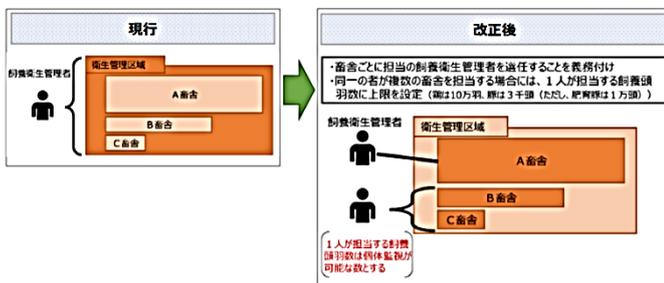
- 〇 No.13 衛生管理区域に立ち入る者の手指消毒等
- 〇 No.14 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用
- 〇 No.15 衛生管理区域に立ち入る車両の消毒等
- 〇 No.20 家きん舎に立ち入る者の手指消毒等
- 〇 No.21 家きん舎ごと専用の靴の設置並びに使用
- 〇 No.24 野生動物の侵入防止のためのネット等の設置、点検及び修繕
- 〇 No.26 ねずみ及び害虫の駆除

なお、詳細な質疑応答や当日の資料をご希望の方は、事務局までご連絡ください。

【参考】日鶏協ニュース 2021年10月号に飼養衛生管理者について次のような記事が掲載されていました。

ポイント解説

○改正後の大規模農場の畜舎ごとの飼養衛生管理者の配置



① 1人が1つの鶏舎を管理する場合は、羽数に上限はありません。

② 複数の鶏舎を1人の管理者が管理する場合は、複数の鶏舎併せて10万羽以内です。図で言えばB鶏舎7万羽、C鶏舎3万羽のような場合です。

③ 複数の鶏舎を2人の管理者が管理する場合は、複数の鶏舎併せて20万羽以内となります。この場合少し迷う事例ですが、例えば、A鶏舎：9万羽、B鶏舎：7万羽、C鶏舎：4万羽の場合、A鶏舎で1人、B鶏舎とC鶏舎併せて11万羽で、10万羽を超えてしまうので管理者は2人必要で、全部で計3人が必要と考えがちです。しかし、この場合トータルの羽数は20万羽以内なので2人を配置すれば大丈夫です。

● 令和3年度鶏卵品質改善共進会の出品申し込み状況（10月8日現在）

多くの方に参加申し込みをいただき、ありがとうございました。

出品点数117点（出品者数30農場）

※ 出品鶏卵の搬入受付は、10月13日（水）午前8時30分～9時15分までですので、よろしくお願いいたします。（受付場所 千葉県畜産総合研究センター2階（八街市八街へ16-1））